

2020年3月13日

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

カードローン等の規定類一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2020年4月1日（水）に、「民法の一部を改正する法律」（以下、「改正民法」）が施行されることに伴い、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が保証する「カードローン」、「教育ローン（無担保型）」、「フリーローン（無担保型）」、および「マイカーローン」の規定類を一部改定します。

また、2020年4月13日（月）に、カードローンのお客さま向けのWebサービスを拡充し、借入（振込）の取扱いを開始することに伴い、規定類を一部改定します。

記

1.対象の規定類

商品名	対象の規定類	改定事由	実施日
カードローン	保証委託約款（注1）	改正民法	2020年4月1日
教育ローン（無担保型） フリーローン（無担保型） マイカーローン	ローン規定 保証委託約款	改正民法	2020年4月1日
カードローン	カードローン規定 SMBCダイレクト利用規定	借入（振込）の取扱い開始	2020年4月13日

（注1）「保証委託約款」は、上記の全商品共通です。

2.改定概要

改正民法においては、定型約款に関する定義および規定が新設されること（注2）に伴い、文言の修正や条項の新設をおこないます。

規定類	改定する条項（注3）	改定概要
保証委託約款	新旧対比表参照	条項細部の文言を改定します。
ローン規定	本規定の変更（第17条）	規定の変更にかかる条項を新設します。
カードローン規定	本規定の変更（第28条）	カードローンWebサービスにかかる条項を新設します。
SMBCダイレクト利用規定	カードローンWebサービスにかかる追加規定を新設します。	カードローンWebサービスにかかる追加規定を新設します。

（注2）改正民法についての詳細は法務省ホームページをご確認ください。

URL：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

（注3）規定類の新旧対比表は、本書の末尾に記載しております。

3.改定後の規定類が適用されるお客さま

(1) 改正民法に伴う改定

- ・2020年3月31日(火)までにご契約いただき、契約継続中のお客さま
- ・2020年4月1日(水)以降にご契約いただくお客さま

(2) カードローン Web サービス拡充による改定

- ・2020年4月12日(日)までにご契約いただき、契約継続中のお客さま
- ・2020年4月13日(月)以降にご契約いただくお客さま

4.お問い合わせ先

本件についてご不明な点等がございましたら、三井住友銀行カードローンプラザ(フリーダイヤル 0120-923-923)までお問い合わせください。

※受付時間：毎日9:00～21:00(1月1日は除きます)

以上

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

保証委託約款

私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『カードローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」といいます。）に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

（新設）

第2条（債務の弁済）

保証委託約款

私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『カードローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、私からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。
2. 私が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」といいます。）の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本契約の有効期間は、原契約の有効期間と同一とし、原契約の有効期間が延長されたときは、当然に本契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条（保証会社による保証）

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定をした後、原契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。

第3条（債務の弁済）

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担を**かけません**。

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担を**かけないものとします**。

第3条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第4条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行と保証会社が協議し決定した対応内容に何ら異議を申し立てません。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第4条（保証の解除）

1. 原契約または本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約に基づき決定した保証を解除されても異議ありません。
2. 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る保証会社の保証債務は存続します。

第5条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行と保証会社が協議し決定した対応内容に何ら異議を申し立てません。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第5条（保証の解除）

1. 原契約または本契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本契約を解約することができるものとします。
2. 前項により本契約を解約した場合でも、私が既に原契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第6条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から代位弁済を求められた場合、私が銀行からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、私に対する通知、催告を要せず、銀行に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、銀行が私に対して有していた原契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

第6条（求償権）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に**支払います**。

- ①前条により保証会社が代位弁済した全額。
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③上記①②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで**年365日の日割計算**による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。
- ④保証会社が私に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、**私は、第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません**。
 - ①銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④原契約または本契約の条項に**違反**したとき。
 - ⑤**その他債権保全のため**保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条（求償権の範囲）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に**支払うものとします**。

- ①前条により保証会社が代位弁済した全額。
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③上記①②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで**年365日の日割計算**による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%（**年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算**）とします。
- ④保証会社が私に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第8条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、**保証会社は、第6条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について行使することができるものとします**。
 - ①銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始**その他これらに類する**申立があったとき。
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④原契約または本契約の条項に**重大な違反**をしたとき。
 - ⑤**その他私の資力の減少等を理由とした債権保全のため**保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。**ただし、私が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、私は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします**。

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

第8条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

（新設）

第9条（通知義務等）

1. 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに保証会社に通知し、指示に従います。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに保証会社に届出ます。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得することがあることを承認します。

第10条（公正証書の作成）

第9条（弁済の充当順序）

1. 私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、保証会社は、私の利益を一時的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
2. 私が保証会社に対し複数の債務があるとき（原契約に基づくものであるか否かを問わない）、私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、充当の順序について私と保証会社で合意することができるものとします。ただし、私と保証会社で合意がなく、かつ、私から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第10条（通知義務等）

1. 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに保証会社に通知し、指示に従うものとします。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに保証会社に届出るものとします。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得できるものとします。

第11条（公正証書の作成）

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の**手続を行います**。

第11条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払は保証会社の所定の方法に**従います**。

第12条（約款の変更）

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の内容を変更することができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。

第13条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟および調停については、訴額にかかわらず、保証会社の本社ま

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の**手続を行うものとします**。

第12条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第6条および第8条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に**従うものとします**。

第13条（本保証委託契約の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本契約の内容を変更することができるものとします。

- ①変更内容が私の一般の利益に適合するとき。
- ②変更内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第14条（債権の譲渡）

保証会社は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟および調停については、訴額にかかわらず、保証会社の本社また

保証委託約款（カードローン）

改定前

改定後

たは営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

は営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

ローン規定（目的別ローン）

改定前

改定後（案）

ローン規定

（省略）

（新設）

第 17 条（合意管轄）

ローン契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

ローン規定

（省略）

第 17 条（本規定等の変更）

1.本規定の各条項および本取引に係る諸条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。ただし、契約額の増減額等、諸条件の変更に関し他の条項において通知・公表等の有無・方法が認められる場合、その条項に従うものとします。

2.前項の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 18 条（合意管轄）

ローン契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『ローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」といいます。）に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

（新設）

第2条（債務の弁済）

保証委託約款

私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『ローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、私からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。
2. 私が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」といいます。）の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本契約の有効期間は、原契約の有効期間と同一とし、原契約の有効期間が延長されたときは、当然に本契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条（保証会社による保証）

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定をした後、原契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。

第3条（債務の弁済）

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担を**かけません**。

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担を**かけないものとします**。

第3条（反社会的勢力の排除）

第4条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い信用を毀損し、または業務を妨害する行為

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い信用を毀損し、または業務を妨害する行為。

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行と保証会社が協議し決定した対応内容に何ら異議を申し立てません。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第4条（保証の解除）

1. 原契約または本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約に基づき決定した保証を解除されても異議ありません。
2. 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る保証会社の保証債務は存続します。

第5条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行と保証会社が協議し決定した対応内容に何ら異議を申し立てません。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第5条（保証の解除）

1. 原契約または本契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本契約を解約することができるものとします。
2. 前項により本契約を解約した場合でも、私が既に原契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第6条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から代位弁済を求められた場合、私が銀行からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、私に対する通知、催告を要せず、銀行に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、銀行が私に対して有していた原契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

第6条（求償権）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- ①前条により保証会社が代位弁済した全額。
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③上記①②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。
- ④保証会社が私に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - ①銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - ⑤その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条（求償権の範囲）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に支払うものとします。

- ①前条により保証会社が代位弁済した全額。
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③上記①②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）とします。
- ④保証会社が私に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第8条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第6条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について行使することができるものとします。
 - ①銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始その他これらに類する申立があったとき。
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④原契約または本契約の条項に重大な違反をしたとき。
 - ⑤その他私の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。ただし、私が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、私は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

第8条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

（新設）

第9条（通知義務等）

1. 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに保証会社に通知し、指示に従います。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに保証会社に届出ます。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得することがあることを承認します。

第9条（弁済の充当順序）

1. 私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、保証会社は、私の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
2. 私が保証会社に対し複数の債務があるとき（原契約に基づくものであるか否かを問わない）、私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、充当の順序について私と保証会社で合意することができるものとします。ただし、私と保証会社で合意がなく、かつ、私から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第10条（通知義務等）

1. 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに保証会社に通知し、指示に従うものとします。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに保証会社に届出るものとします。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得できるものとします。

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

第10条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の**手続を行います**。

第11条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払は保証会社の所定の方法に**従います**。

第12条（約款の変更）

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の内容を変更することができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。

第13条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

第11条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の**手続を行うものとします**。

第12条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第6条および第8条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に**従うものとします**。

第13条（本保証委託契約の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本契約の内容を変更することができるものとします。

- ①変更内容が私の一般の利益に適合するとき。
- ②変更内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第14条（債権の譲渡）

保証会社は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

保証委託約款（目的別ローン）

改定前

改定後

私は、本契約に関する訴訟および調停については、訴額にかかわらず、保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

私は、本契約に関する訴訟および調停については、訴額にかかわらず、保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

カードローン規定

改定前

改定後

カードローン規定

(省略)

(新設)

第 28 条 (準用)

ローン専用カード、キャッシュカードおよび利用可能 ATM 等の取扱については、本規定に定めのないものについては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定によるものとします。

第 29 条 (その他特約事項)

借主は当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。

以上

カードローン規定

(省略)

第 28 条 (カードローンWebサービス)

所定の手続を完了した借主は、カードローンWebサービスを利用することができます。カードローンWebサービスの取扱いについては、本規定に定めのないものについては、SMBCダイレクト利用規定によるものとします。

第 29 条 (準用)

(省略)

第 30 条 (その他特約事項)

(省略)

以上

SMBC ダイレクト利用規定

改定前

改定後

SMBC ダイレクト利用規定

(省略)

(新設)

SMBC ダイレクト利用規定

(省略)

カードローンWebサービスにかかる追加規定

カードローンWebサービスの利用に際しては、SMBC ダイレクト利用規定および、カードローン規定のほか、後記1. から6. までの追加規定（以下「カードローンWebサービス追加規定」といいます。）が適用されるものとします。

なお、カードローンWebサービス追加規定において別段の定めがある場合を除き、SMBC ダイレクト利用規定に定める定義が、カードローンWebサービス追加規定にも適用されるものとします。

1. カードローンWebサービスの内容

「カードローンWebサービス」とは、後記2. に定めるカードローンWebサービス利用者に対し、SMBC ダイレクトのうち、残高照会、入出金明細等の照会にかかる機能および、後記3. に定める借入（振込）サービス等を提供するものとします。

2. カードローンWebサービス利用者

カードローンWebサービスの利用者は、カードローン規定にもとづくカードローン契約者に限ります。

3. 借入（振込）サービス

(1)借入（振込）サービスの内容

借入（振込）サービスとは、利用者が事前に届出し、当行が登録手を完了した、利用者と同一名義の当行国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座（1口座に限る）宛に、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、国内円での振込を行うサービスとします。

SMBCダイレクト利用規定

改定前

改定後

振込にあたっては、当行所定の手数料（消費税を含みます）をいただきます。

(2)借入（振込）サービスの上限金額

借入（振込）サービスの振込金額は、カードローンの契約極度額を上限とし、利用者はこの上限金額を変更できないものとします。また、当行は、この上限金額を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(3)借入（振込）サービスの手続

振込資金および、前記3.(1)の振込手数料の引落としならびに振込は、原則、振込依頼日当日に当行所定の方法により手続します。ただし、振込依頼が当行所定の時限以降に確定したときは、振込の手続は依頼のあった日の翌日以降に行うものとします。

(4)振込依頼の確定後の取消、変更、組戻し

振込依頼が確定した後の取消、変更、組戻しはできません。ただし、当行が利用者の依頼にもとづき発信した振込通知について、振込先金融機関にて入金できなかった場合、当行は利用者には通知することなく、振込資金を出金指定口座に入金します。この場合、前記3.(1)の振込手数料は返却しません。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当行は依頼内容について、利用者には照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

4. カードローンWebサービスの利用停止

金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、借入（振込）サービスを含む提供サービスを停止できるものとします。

SMBC ダイレクト利用規定

改定前

改定後

5. 規定の準用

カードローンWebサービス追加規定に定めのない事項については、SMBC ダイレクト利用規定および、カードローン規定により取扱います。

6. カードローンWebサービス追加規定の変更等

- (1) カードローンWebサービスの追加規定各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記6.(1)の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月13日現在)